



# 鳥取県公報

平成 22 年 2 月 12 日 (金)  
第 8 1 6 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (67) (障害福祉課) . . . . . 2
	都市計画事業の事業変更の変更の認可 (68) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	都市計画の変更予定 (3件) (69~71) (〃) . . . . . 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (防災チーム) . . . . . 4
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター) . . . . . 7
	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (警察本部会計課) . . . . . 10
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第67号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社徳吉薬局 代表取締役 徳吉 公司	鳥取市吉成南町一丁目27-9	徳吉薬局みなみ	鳥取市南町430	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年2月1日

## 鳥取県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・13号雲山吉成線及び3・3・2号西円通寺裁判所線
- 3 事業施行期間  
平成13年2月16日から平成25年3月31日まで  
(変更前 平成13年2月16日から平成22年3月31日まで)
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更する部分  
鳥取市吉成字下坪及び字中坪並びに吉成二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

## 鳥取県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成22年2月12日から同月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成22年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

鳥取都市計画道路3・3・2号西円通寺裁判所線

鳥取都市計画道路3・4・7号停車場滝山線（変更前 停車場卯垣線）

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 鳥取都市計画道路1・3・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市西円通寺、長谷、倭文、玉津、横枕、竹生、上味野、下味野、北村、服部、本高及び菖蒲

## (2) 鳥取都市計画道路3・3・2号西円通寺裁判所線

変更する部分

鳥取市西円通寺、長谷、円通寺、八坂、国安、叶、叶一丁目、宮長、吉成、吉成一丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目、富安、富安一丁目、天神町、扇町、幸町、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、元町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、元町二丁目、元町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目及び西町四丁目

## (3) 鳥取都市計画道路3・4・7号停車場滝山線

変更する部分

鳥取市東品治、永楽温泉町、吉方温泉三丁目、吉方、吉方温泉四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣二丁目、卯垣、卯垣五丁目及び滝山

**鳥取県告示第70号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成22年2月12日から同月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）、鳥取市役所河原町総合支所（鳥取市河原町渡一木277）及び八頭町役場（八頭郡八頭町郡家493）において公衆の縦覧に供する。ただし、八頭町役場においては3・6・1号高福西御門線のみ公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成22年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 八頭中央都市計画道路1・4・1号智頭鳥取線

変更する部分

鳥取市河原町徳吉、今在家、片山、袋河原及び布袋

## (2) 八頭中央都市計画道路3・5・4号徳吉西円通寺線

変更する部分

鳥取市河原町徳吉、今在家、片山、稲常、袋河原及び布袋

## (3) 八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線

変更する部分

鳥取市河原町高福、山手、郷原、三谷並びに八頭町破岩、船岡、下濃、上野及び西御門

**鳥取県告示第71号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成22年2月12日から同月26日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市役所（倉吉市葵町722）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成22年2月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市上井

**調 達 公 告**

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達件名及び予定数量

平成22年度鳥取県防災行政無線保守業務 一式

(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理（重故障A）	10回
ウ 故障修理（重故障B）	10回
エ 故障修理（中故障A）	10回
オ 故障修理（中故障B）	10回
カ 故障修理（軽故障A）	10回
キ 故障修理（軽故障B）	12回

なお、本件入札に係る契約は、落札額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払額の上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件入札は、電子入札（鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）によるものとする。）又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した(1)の業務に要する費用の合計金額（以下「入札見積金額」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、本件入札に係る契約に基づく委託料の請求は、契約書に記載する(1)のAからキまでの業務ごとの単価にそれぞれの実施回数に乗じて得た金額の合計額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により行うこととするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額の入力又は記載に当たっては、見積もった金額の105分の100に相当する金額によること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（その資格区分が役務のその他設備保守管理であるものに限る。以下「基本資格」という。）を有すること。

なお、現時点において基本資格を有していない者であっても、その申請書類を平成22年3月3日（水）正午までに4の(3)の場所に提出すれば、別に定める資格付与条件に適合する限り、入札参加資格を確認する際に基本資格を付与する。

(3) 平成22年2月12日（金）から同年3月19日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成22年2月12日（金）から同年3月19日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

(5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。

3 契約担当部局

鳥取県防災局防災チーム

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局庶務集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 委託業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災チーム

電話 0857-26-7789

(3) 基本資格の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成22年2月12日（金）から同年3月3日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年2月12日（金）から同年3月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月3日（水）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年3月12日（金）午前11時から同月19日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（木）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成22年3月19日（金）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

本件入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

(3) 本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格に適合することを証する書類を4の(1)の場所に平成22年3月3日（水）正午までに入札説明書で示すところにより提出し、その確認を受けること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じること。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として入札見積金額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金

の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されており、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額にその5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札参加者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の入札見積金額をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となる。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成22年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されなかったときは、開札を行わず、本件入札を中止する。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: 2010 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) March 3, 2010 0:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 19, 2010 0:00 PM: Time-limit for submission of tenders

March 18, 2010 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan,  
TEL 0857-26-7789

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

情報教育研修システム更新、賃貸借及び保守業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 業務の期間

契約締結日から平成27年6月30日まで

ア 更新業務（設計、調達、設置・調整、研修等） 契約締結日から平成22年6月30日まで（この期間内にシステムを完全に稼働させるものとする。）

イ ハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守業務 平成22年7月1日から平成27年6月30日まで

## (4) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務に係る1月当たりの単価（(3)のア及びイに掲げる業務の対価の総額を(3)のイに定める期間で月割した額とする。）を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業にあつては(1)、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年2月12日（金）から同年3月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器及び役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月19日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ 平成22年2月12日（金）から同年3月25日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

オ 1の(3)のアの業務を履行することができる者であつて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、イ、エ及びキの要件をすべて満たしていること。

イ 競争入札参加資格のうち、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている構成員が1以上あり、かつ、役務の情報処理サービスに登録されている構成員が1以上あること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する共同企業体の構成員であつて、当該資格区分に登録されてい



ないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成22年2月19日（金）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ 共同企業体において（1）のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局鳥取県教育センター

### 4 入札手続等

#### （1）入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.jp

#### （2）競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### （3）入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成22年2月12日（金）から同年3月3日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同年3月4日（木）の午前9時から正午までとする。

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

#### （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

#### （5）入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成22年3月25日（木）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

##### イ 場所

（1）に同じ。

### 5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成22年3月5日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : An information education training system to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 5, March, 2010

(3) Time-limit for submission of tenders : 1:30PM. 25, March, 2010

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 12:00noon, 25, March, 2010

(5) Contact point for the notice : Office of Tottori education center , 5-201 Koyamacho-kita  
Tottori-shi Tottori-ken 680-0941 Japan  
TEL : 0857-28-2321

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県警察訓令・例規通達検索システム整備業務

(2) 業務の内容

本件業務は、鳥取県警察訓令・例規通達検索システムを構築するものである。

なお、選定された者が行う業務の概要は、次に掲げるとおりとし、詳細は鳥取県警察訓令・例規通達検索システム整備業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）及び仕様書による。

ア システム設計（基本設計・詳細設計）

イ ソフトウェアの調達

ウ 機器類の調達

エ 導入・設定

オ システムの構築

カ データの収集・整理及びシステムへの格納

キ 試験運用

ク 利用者説明

(3) 履行場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部

(4) 履行期間 契約の日から平成22年8月31日まで

(5) 予算額 9,450千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月24日（水）午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年2月12日（金）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成22年2月12日（金）から企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価は、鳥取県警察訓令・例規通達検索システム整備業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案説明書で定める評価項目ごとに、別に定める評価基準、評価方法に基づき、各委員が行う。

(2) 企画提案書の提出後、企画提案者に別途通知する日に、企画提案者による提案説明の実施を予定している。提案説明では、企画提案者による企画提案内容の概要説明、性能の実演等を行い、評価委員会等による

企画提案書等の内容の確認・質問を行い、業務理解度等について確認する予定である。

なお、提案説明に参加しなかった者は、この公募型プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす（天災等やむを得ない事情により参加できなかった場合を除く）。

#### 4 最優秀提案者の決定方法

評価委員会における評価を基に鳥取県警察本部長が、最優秀提案者を選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

#### 5 手続等

##### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

##### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

##### (3) 企画提案説明書等の交付方法

企画提案説明書その他の資料は、平成22年2月12日（金）から同月22日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

##### (4) 企画提案書及び見積書の提出

###### ア 提出方法及び提出先

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案説明書に基づき、企画提案書を作成し、見積書等を添えて(1)の場所に持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、送付すること。

###### イ 提出期間

平成22年3月2日（火）から同月8日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 6 最優秀提案者等への通知

(1) 最優秀提案者を選定したときは、その結果をすべての企画提案者に通知する。

(2) 通知の内容は、評価委員会が必要と認める事項とする。

(3) 審査結果の公表については、評価委員会の決定に基づいて行う。

#### 7 契約の締結

##### (1) 契約の交渉

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調なときは、4の順位付けの結果が上位のものから順に契約締結の交渉を行う。

##### (2) 契約に伴う見積書の徴取

契約締結の交渉を行った者から見積書を徴し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第127条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内において契約金額を決定する。

##### (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場

合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8 その他

- (1) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。
- (2) この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (4) 企画提案者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、企画提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 著作権の取扱いについては、次のとおりとする。
  - ア 委託業者として選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても企画提案者に帰属するものとする。
  - イ 委託業者として選定されなかった企画提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。
  - ウ 県は、企画提案者に対して企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 詳細は、企画提案説明書による。
- (8) この公告に示した業務に係る予算が成立しなかったときは、この公募型プロポーザルは中止するものとし、契約の締結は、行わない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び予定数量  
A重油JIS1種2号 750キロリットル
- (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 納入期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 1回当たりの納入量  
14キロリットル以上
- (5) 納入場所  
鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
- (6) 入札方法  
入札書に記載する金額は、(1)に掲げる物品に係る1キロリットル当たりの単価（10銭未満は切り捨てるものとする。以下「単価」という。）とする。  
なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、代金の請求に当たっては、単価に納入量乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」とい

う。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第161号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。  
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年3月2日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成22年2月12日(金)から同年3月25日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

## 4 入札手続等

- (1) 入札書の提出先及び問合せ先  
〒680-0901 鳥取市江津730  
鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当  
電話 0857-26-2271(内線2206)
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室  
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
平成22年2月12日(金)から3月5日(金)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。  
ア 交付期間及び交付時間  
平成22年2月12日(金)から3月5日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで  
イ 交付場所  
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成22年3月25日(木)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。)  
鳥取県立中央病院大会議室(本館1階)

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年3月12日(金)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成22年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 750kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2010 through 31 March, 2011

- (3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 12, March, 2010
- (5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM 25, March, 2010  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 25, March, 2010
- (6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefecture  
1 Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL : 0857-26-2271 ex.2206